広島県立世羅高等学校同窓会委員会設置規程

(設置)

第1条 広島県立世羅高等学校同窓会規約第31条の規定に基づき、事業の円滑 な運営を図るため、次条に定める委員会を設置する。

(委員会の名称)

- 第2条 委員会の名称は次のとおりとする。
 - (1) 総務委員会
 - (2) 広報委員会
 - (3) 名簿委員会
 - (4) 事業委員会
- 2 委員会の職務は、別表に定めるとおりとする。

(委員の選出)

第3条 委員の選出は、常任理事会で行い、会長が委嘱する。

(役員)

- 第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は会長が指名し、常任理事 を兼務する。
- 2 副委員長は委員の中から互選する。

(委員長の職務)

- 第5条 委員長は、当該委員会の会務を統括する。
- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。 (委員会の招集)
- 第6条 委員長は、会長の承認を得て、委員会を招集する。
- 2 会長は、必要により委員会を招集することができる。

(会議の議長)

- 第7条 委員会の議長は、委員長がその職務を行う。
- 2 委員長及び副委員長がともに不在のときは、会長は事務局長を議長に指名することができる。

(副会長及び事務局長の出席)

- 第8条 副会長は、いずれかの委員会を担当し、指導及び助言を行うものとする。
- 2 事務局長は、各委員会の協議の総合調整のため、必要に応じ各委員会に出席し、 発言することができるものとする。

(合同委員会)

- 第9条 会長は、2以上の委員会に互いに関連する事項及びその他重要事項を議題として、これら委員会の合同会議を招集することができる。
- 2 前条の規定にかかわらず、前項の合同委員会の議長は、会長とする。

(会議経過の報告)

第10条 委員長は、委員会における会議の経過及び結果を会長に報告しなければな

らない。

2 会長は、必要と認めるときは、委員会の会議の経過及び結果を常任理事会及び 理事会で報告するものとする。

(会議録の作成)

第11条 委員会は、会議録を作成し、保存しなければならない。

(特別委員会)

- 第12条 会長は、必要があると認めるときは、第2条の規定にかかわらず特別 委員会を設置することができる。
- 2 特別委員会の委員は、理事の中から会長が委嘱する。

(委任)

第13条 この規程に定めのあるもののほか、委員会の運営上必要な事項は、会長が定める。

附則

1 この規程は、平成29年2月5日から施行する。

別表

委員会		職務内容
	1	総会及び常任理事会・理事会等の開催方法に関すること
	2	本会の行事計画等企画に関すること
総務委員会	3	会則及び諸規程の制定・改廃に関すること
	4	母校及び支部等との連絡調整に関すること。
	5	本会の予算決算及び財務に関すること。
	6	広報、名簿、事業の委員会に属さない事項に関すること。
	1	会報の編集発行に関すること。
広報委員会	2	同窓会の広報活動及び情報発信に関すること。
	1	会員名簿の作成、編集及び発行に関すること。
名簿委員会		
	1	教育支援事業の企画立案及び実施に関すること。
事業委員会		